

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費			整理番号	2-1
事業内容	事務所電気料金				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	4月分	31,248	7,812	5/2	1/4 旅行
	5月分	25,033	6,258	6/1	"
	6月分	23,279	5,809	7/1	"
	7月分	30,650	7,662	8/1	"
	8月分	41,851	10,462	9/1	"
	9月分	33,540	8,390	10/3	"
	10月分	28,364	7,091	11/1	"
	11月分	35,649	8,912	12/1	"
	12月分	53,238	13,334	1/4	"
	1月分	64,322	16,080	2/1	"
	2月分	39,589	9,897	3/2	"
	3月分	32,548	7,874	4/3	$32548 \times \frac{3}{4} \times \frac{1}{4}$
	《合計》	439,391	109,581		
	按分割合 積算根拠	政務活動(25%)			A:この按分
	宗事分(50%) + (政務活動25% + その他の活動25%)			(1円未満切捨)	

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例:ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報
告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通
機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告
書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満た
さない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-2
【領収書その他の書面の添付欄】			

電気料金領収証

中嶋 光雄 様

ご契約番号 6130-78146572-4
 ご契約種別 時間帯別電灯

令和 4年 4月分
 領収金額
 うち消費税等相当額

31,248円
 2,840円

◎上記金額をご指定口座から 5月 2日に領収させていただきました。

印紙税申告納
 付につき広島東
 税務署承認済

1/4 按分 ¥7812-

中国電力株式会社

販(MO)449

電気料金領収証

中嶋 光雄 様

ご契約番号 6130-78146572-4
 ご契約種別 時間帯別電灯

令和 4年 5月分
 領収金額
 うち消費税等相当額

25,033円
 2,275円

◎上記金額をご指定口座から 6月 1日に領収させていただきました。

印紙税申告納
 付につき広島東
 税務署承認済

1/4 按分 ¥6258-

中国電力株式会社

販(MO)449

電気料金領収証

中嶋 光雄 様

ご契約番号 6130-78146572-4
 ご契約種別 時間帯別電灯

令和 4年 6月分
 領収金額
 うち消費税等相当額

23,239円
 2,112円

◎上記金額をご指定口座から 7月 1日に領収させていただきました。

印紙税申告納
 付につき広島東
 税務署承認済

1/4 按分 ¥5809-

中国電力株式会社

販(MO)449

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-3
【領収書の他の書面の添付欄】			

電気料金領収証

中嶋 光雄 様

ご契約番号 6130-78146572-4
ご契約種別 時間帯別電灯

令和 4年 7月分
領収金額
うち消費税等相当額

30,650円
2,786円

印紙税申告納
付につき広島東
税務署承認済

◎上記金額をご指定口座から 8月 1日に領収させていただきました。

1/4 按分 ¥7662-

販(MO)449

中国電力株式会社

電気料金領収証

中嶋 光雄 様

ご契約番号 6130-78146572-4
ご契約種別 時間帯別電灯

令和 4年 8月分
領収金額
うち消費税等相当額

41,851円
3,804円

印紙税申告納
付につき広島東
税務署承認済

◎上記金額をご指定口座から 9月 1日に領収させていただきました。

1/4 按分 ¥10,462-

販(MO)449

中国電力株式会社

電気料金領収証

中嶋 光雄 様

ご契約番号 6130-78146572-4
ご契約種別 時間帯別電灯

令和 4年 9月分
領収金額
うち消費税等相当額

33,560円
3,050円

印紙税申告納
付につき広島東
税務署承認済

◎上記金額をご指定口座から 10月 3日に領収させていただきました。

1/4 按分 ¥8390-

販(MO)449

中国電力株式会社

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-4
【領収書その他の書面の添付欄】			

電気料金領収証

中嶋 光雄 様

ご契約番号 6130-78146572-4
ご契約種別 時間帯別電灯

令和 4年 10月分
領収金額
うち消費税等相当額

28,364円
2,578円

印紙税申告納
付につき広島東
税務署承認済

◎上記金額をご指定口座から 11月 1日に領収させていただきました。

1/4 按分 ¥7091-

販(MO)449

中国電力株式会社

電気料金領収証

中嶋 光雄 様

ご契約番号 6130-78146572-4
ご契約種別 時間帯別電灯

令和 4年 11月分
領収金額
うち消費税等相当額

35,649円
3,240円

印紙税申告納
付につき広島東
税務署承認済

◎上記金額をご指定口座から 12月 1日に領収させていただきました。

1/4 按分 ¥8912-

販(MO)449

中国電力株式会社

電気料金領収証

中嶋 光雄 様

ご契約番号 6130-78146572-4
ご契約種別 時間帯別電灯

令和 4年 12月分
領収金額
うち消費税等相当額

53,338円
4,848円

印紙税申告納
付につき広島東
税務署承認済

◎上記金額をご指定口座から 1月 4日に領収させていただきました。

1/4 按分 ¥13,334-

販(MO)449

中国電力株式会社

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-5
【領収書その他の書面の添付欄】			

電気料金領収証

中嶋 光雄 様

ご契約番号 6130-78146572-4
 ご契約種別 時間帯別電灯

令和 5年 1月分
 領収金額
 うち消費税等相当額

64,322円
 5,847円

印紙税申告納
 付につき広島東
 税務署承認済

◎上記金額をご指定口座から 2月 1日に領収させていただきました。

1/4 按分 ¥16080-

販(MO)449

中国電力株式会社

電気料金領収証

中嶋 光雄 様

ご契約番号 6130-78146572-4
 ご契約種別 時間帯別電灯

令和 5年 2月分
 領収金額
 うち消費税等相当額

39,589円
 3,599円

印紙税申告納
 付につき広島東
 税務署承認済

◎上記金額をご指定口座から 3月 2日に領収させていただきました。

1/4 按分 ¥9897

販(MO)449

中国電力株式会社

電気料金領収証

中嶋 光雄 様

ご契約番号 6130-78146572-4
 ご契約種別 時間帯別電灯

令和 5年 3月分
 領収金額
 うち消費税等相当額

32,548円
 2,958円

印紙税申告納
 付につき広島東
 税務署承認済

◎上記金額をご指定口座から 4月 3日に領収させていただきました。

$32548 \times \frac{30}{31} \times \frac{1}{4} = 7874-$

販(MO)449

中国電力株式会社

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費			整理番号	3-1
事業内容	事務所水道料金				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	4月分	3366	841	1/4 按分	
	5月~6月分	9240	2310	"	
	7月~8月分	10,560	2640	"	
	9月~10月分	8,976	2244	"	
	11月~12月分	7524	1881	"	
	1月~2月分	8448	2112	"	
		《合計》	48,114	12,028	
按分割合 積算根拠	支出ごとの按分 (1円未満切捨) 家事分(50%) + (政務活動(25%) + 20%他の活動(25%))				

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例:ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	3-2
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

使用水量通知書

いつもご利用いただきありがとうございます。
山陽小野田市浴一

中嶋 光雄

様

台帳番号	00000000107197-001		
メーター番号	口径	用途	検針員
0179031	013	一般用	後藤 健大
前回検針日	今回検針日		
令和 4年 4月12日	~ 令和 4年 6月10日		

今回指示数 (A)	1,420	m ³
前回指示数 (B)	1,354	m ³
メーター取替時のご使用水量 (C)	0	m ³
ご使用水量(A)-(B)+(C)	66	m ³

ご使用年月分 令和 4年 5月~令和 4年 6月分
請求予定金額

水道料金	9,240	円
下水道使用料	**,**	円
合計金額	9,240	円

(上記金額には消費税が含まれています。)

次回振替予定日 令和 4年 7月26日

通信欄

お引越しやご契約変更等の手続きはお早めに。

水道料金・下水道使用料口座振替済通知書

ご使用年月分	令和 4年 3月~令和 4年 4月分
ご使用水量	47 m ³
振替日	令和 4年 5月26日
振替済金額(消費税含む)	6,732 円

上記のとおり振替させていただきました。

※お知らせ・お問い合わせ先につきましては裏面をご覧ください。

山陽小野田市水道局

3月分控除後(3366円)
1/4 按分 ¥841-

使用水量通知書

いつもご利用いただきありがとうございます。
山陽小野田市浴一

中嶋 光雄

様

台帳番号	00000000107197-001		
メーター番号	口径	用途	検針員
0179031	013	一般用	後藤 健大
前回検針日	今回検針日		
令和 4年 6月10日	~ 令和 4年 8月12日		

今回指示数 (A)	1,496	m ³
前回指示数 (B)	1,420	m ³
メーター取替時のご使用水量 (C)	0	m ³
ご使用水量(A)-(B)+(C)	76	m ³

ご使用年月分 令和 4年 7月~令和 4年 8月分
請求予定金額

水道料金	10,560	円
下水道使用料	**,**	円
合計金額	10,560	円

(上記金額には消費税が含まれています。)

次回振替予定日 令和 4年 9月26日

通信欄

お引越しやご契約変更等の手続きはお早めに。

水道料金・下水道使用料口座振替済通知書

ご使用年月分	令和 4年 5月~令和 4年 6月分
ご使用水量	66 m ³
振替日	令和 4年 7月26日
振替済金額(消費税含む)	9,240 円

上記のとおり振替させていただきました。

※お知らせ・お問い合わせ先につきましては裏面をご覧ください。

山陽小野田市水道局

1/4 按分 ¥2310-

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	3-3
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

使用水量通知書

いつもご利用いただきありがとうございます。
山陽小野田市浴一

中嶋 光雄

様

台帳番号	00000000107197-001
メーター番号	0179031
口径	013
用途	一般用
検針員	後藤 健大

前回検針日 令和 4年 8月12日 ~ 今回検針日 令和 4年10月12日

今回指示数 (A)	1,560	m ³
前回指示数 (B)	1,496	m ³
メーター取替時のご使用水量 (C)	0	m ³
ご使用水量 (A) - (B) + (C)	64	m ³

ご使用年月分 令和 4年 9月~令和 4年10月分

請求予定金額	
水道料金	8,976 円
下水道使用料	** , *** , *** 円
合計金額	8,976 円

(上記金額には消費税が含まれています。)

次回振替予定日 令和 4年11月28日

通信欄

冬場の水道管凍結にご注意ください

水道料金・下水道使用料口座振替済通知書

ご使用年月分	令和 4年 7月~令和 4年 8月分
ご使用水量	76 m ³
振替日	令和 4年 9月26日
振替金額(消費税含む)	10,560 円

上記のとおり振替させていただきました。

※お知らせ・お問い合わせ先につきましては裏面をご覧ください。

山陽小野田市水道局

1/4 按分 ¥2640-

使用水量通知書

いつもご利用いただきありがとうございます。
山陽小野田市浴一

中嶋 光雄

様

台帳番号	00000000107197-001
メーター番号	0179031
口径	013
用途	一般用
検針員	後藤 健大

前回検針日 令和 4年10月12日 ~ 今回検針日 令和 4年12月12日

今回指示数 (A)	1,613	m ³
前回指示数 (B)	1,560	m ³
メーター取替時のご使用水量 (C)	0	m ³
ご使用水量 (A) - (B) + (C)	53	m ³

ご使用年月分 令和 4年11月~令和 4年12月分

請求予定金額	
水道料金	7,524 円
下水道使用料	** , *** , *** 円
合計金額	7,524 円

(上記金額には消費税が含まれています。)

次回振替予定日 令和 5年 1月26日

通信欄

冬場の水道管凍結にご注意ください

水道料金・下水道使用料口座振替済通知書

ご使用年月分	令和 4年 9月~令和 4年10月分
ご使用水量	64 m ³
振替日	令和 4年11月28日
振替金額(消費税含む)	8,976 円

上記のとおり振替させていただきました。

※お知らせ・お問い合わせ先につきましては裏面をご覧ください。

山陽小野田市水道局

1/4 按分 ¥2244-

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	3-4
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

使用水量通知書

いつもご利用いただきありがとうございます。

山陽小野田市浴一

中嶋 光雄

様

台帳番号	00000000107197-001
メーター番号 口径 用途	0179031 013 一般用 後藤 健大
検針員	
前回検針日	令和 4年12月12日
今回検針日	令和 5年 2月 9日

今回指示数 (A)	1,673	m ³
前回指示数 (B)	1,613	m ³
メーター取替時のご使用水量 (C)	0	m ³
ご使用水量(A)-(B)+(C)	60	m ³

ご使用年月分 令和 5年 1月~令和 5年 2月分
請求予定金額

水道料金	8,448	円
下水道使用料	***,***,***	円
合計金額	8,448	円

(上記金額には消費税が含まれています。)

次回振替予定日 令和 5年 3月27日

通信欄

お引越しやご契約変更等の手続きはお早めに

水道料金・下水道使用料口座振替済通知書

ご使用年月分	令和 4年11月~令和 4年12月分
ご使用水量	53 m ³
振替日	令和 5年 1月26日
振替済金額(消費税含む)	7,524 円

上記のとおり振替させていただきました。

※お知らせ・お問い合わせ先につきましては裏面をご覧ください。

山陽小野田市水道局

1/4 按分 ¥1881-

使用水量通知書

いつもご利用いただきありがとうございます。

山陽小野田市浴一

中嶋 光雄

様

台帳番号	00000000107197-001
メーター番号 口径 用途	0179031 013 一般用 後藤 健大
検針員	
前回検針日	令和 5年 2月 9日
今回検針日	令和 5年 4月11日

今回指示数 (A)	1,728	m ³
前回指示数 (B)	1,673	m ³
メーター取替時のご使用水量 (C)	0	m ³
ご使用水量(A)-(B)+(C)	55	m ³

ご使用年月分 令和 5年 3月~令和 5年 4月分
請求予定金額

水道料金	7,788	円
下水道使用料	***,***,***	円
合計金額	7,788	円

(上記金額には消費税が含まれています。)

次回振替予定日 令和 5年 5月26日

通信欄

お引越しやご契約変更等の手続きはお早めに

水道料金・下水道使用料口座振替済通知書

ご使用年月分	令和 5年 1月~令和 5年 2月分
ご使用水量	60 m ³
振替日	令和 5年 3月27日
振替済金額(消費税含む)	8,448 円

上記のとおり振替させていただきました。

※お知らせ・お問い合わせ先につきましては裏面をご覧ください。

山陽小野田市水道局

1/4 按分 ¥2112-

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・(事務費)・人件費			整理番号	1-1
事業内容	事務所 固定電話料金				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	4月分	10771	5385	5/26	1/2撥分
	5月分	10423	5211	4/27	"
	6月分	10309	5154	7/21	"
	7月分	10318	5159	8/24	"
	8月分	10300	5150	9/26	"
	9月分	10291	5145	10/27	"
	10月分	10527	5263	11/30	"
	11月分	10386	5193	12/22	"
	12月分	10289	5144	1/25	"
	1月分	10324	5162	2/23	"
	2月分	10571	5285	3/23	"
	3月分	10685	5170	4/24	10685 × 30% × 1/2
	《合計》	125,194	62,421		
按分割合 積算根拠	政務活動(50%) 政務活動(50%) + その他の活動(50%)				A=20%按分 1円未満切捨

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例:ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	1-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 事務所固定電話料

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
4月分
1/2枚 5385

お客様番号
4710-0660-45484

2022年 5月ご請求分

金額(円)
¥10,771-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
22.5.26

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
5月分
1/2枚 5211

お客様番号
4710-0660-45484

2022年 6月ご請求分

金額(円)
¥10,423-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
22.6.27

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
6月分
1/2枚 5154

お客様番号
4710-0660-45484

2022年 7月ご請求分

金額(円)
¥10,309-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
22.7.2

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
7月分
1/2枚 5159

お客様番号
4710-0660-45484

2022年 8月ご請求分

金額(円)
¥10,318-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
22.8.24

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
8月分
1/2枚 5150

お客様番号
4710-0660-45484

2022年 9月ご請求分

金額(円)
¥10,300-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
22.9.26

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
9月分
1/2枚 5145

お客様番号
4710-0660-45484

2022年 10月ご請求分

金額(円)
¥10,291-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
22.10.27

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
10月分
1/2枚 5263

お客様番号
4710-0660-45484

2022年 11月ご請求分

金額(円)
¥10,527-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
22.11.30

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
11月分
1/2枚 5193

お客様番号
4710-0660-45484

2022年 12月ご請求分

金額(円)
¥10,386-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
22.12.22

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は、左側の枠をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取りをしないでください。

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は、左側の枠をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取りをしないでください。

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は、左側の枠をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取りをしないでください。

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は、左側の枠をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取りをしないでください。

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	1-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

事務所固定電話料

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様

12月分
1/2月分 5144-

お客様番号
4710-0660-45484

2023年 1月ご請求分

金額(円)
¥10,289-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
取入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

23.1.25支払

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様

12月分
1/2月分 5162-

お客様番号
4710-0660-45484

2023年 2月ご請求分

金額(円)
¥10,324-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
取入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

23.2.23

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様

2月分
1/2月分 5285-

お客様番号
4710-0660-45484

2023年 3月ご請求分

金額(円)
¥10,571-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
取入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

23.3.23

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様

3月分 (3月分)
1/2月分

お客様番号
4710-0660-45484

2023年 4月ご請求分

金額(円)
¥10,685-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
取入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

23.4.24支払

10685 × 1/2 = 5170

費目別支出内容一覧表

議員名 中 嶋 光 雄

費 目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費			整理番号	2-1	
事業内容	携帯電話料金					
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容		
	4 月分	14474	7237	5/26	1/2 接分	
	5 月分	12757	6378	6/27	"	
	6 月分	12706	6353	7/21	"	
	7 月分	13447	6723	8/24	"	
	8 月分	12732	6366	9/26	"	
	9 月分	12907	6453	10/27	"	
	10 月分	13277	6638	11/30	"	
	11 月分	17037	8518	12/22	"	
	12 月分	13938	6969	1/25	"	
	1 月分	13932	6966	2/23	"	
	2 月分	13746	6873	3/23	"	
	3 月分	13749	6872	4/24	$13749 \times \frac{30}{31} \times \frac{1}{2}$	
	《合計》	164702	82126			
	按分割合 積算根拠	政務活動(50%) 政務活動(50%) + その他の活動			A:とに接分 1円未満切捨	

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例:ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報
告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交
通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告
書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満
たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

22378

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-2
【領収書その他の書面の添付欄】		携帯電話料金	

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
4月分
1/2枚分 7737-

お客様番号
1709-9006-77633

2022年 5月ご請求分
金額(円)
¥14,474-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ
0120-800-000

領収日附印
22.5.26

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
5月分
1/2枚分 6378-

お客様番号
1709-9006-77633

2022年 6月ご請求分
金額(円)
¥12,757-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ
0120-800-000

領収日附印
22.6.27

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
6月分
1/2枚分 6353-

お客様番号
1709-9006-77633

2022年 7月ご請求分
金額(円)
¥12,706-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ
0120-800-000

領収日附印
22.7.21

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
7月分
1/2枚分 6723-

お客様番号
1709-9006-77633

2022年 8月ご請求分
金額(円)
¥13,447-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ
0120-800-000

領収日附印
22.8.24

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
8月分
1/2枚分 6366-

お客様番号
1709-9006-77633

2022年 9月ご請求分
金額(円)
¥12,732-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ
0120-800-000

領収日附印
22.9.26

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
9月分
1/2枚分 6453-

お客様番号
1709-9006-77633

2022年 10月ご請求分
金額(円)
¥12,907-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ
0120-800-000

領収日附印
22.10.27

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
10月分
1/2枚分 6638-

お客様番号
1709-9006-77633

2022年 11月ご請求分
金額(円)
¥13,277-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ
0120-800-000

領収日附印
22.11.30

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
11月分
1/2枚分 8518-

お客様番号
1709-9006-77633

2022年 12月ご請求分
金額(円)
¥17,037-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ
0120-800-000

領収日附印
22.12.22

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

携帯電話料金

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
12月分
1/2月分 6969-

お客様番号
1709-9006-77633

2023年 1月ご請求分

金額(円)
¥13,938-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ
0120-800-000

領収日 附印


収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様
23.1.25支払

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
1月分
1/2月分 6966-


お客様番号
1709-9006-77633

2023年 2月ご請求分

金額(円)
¥13,932-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ
0120-800-000

領収日 附印
23.2.23


収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
2月分
1/2月分 6873-


お客様番号
1709-9006-77633

2023年 3月ご請求分

金額(円)
¥13,746-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ
0120-800-000

領収日 附印
23.3.23


収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
3月分(2月分控除)
1/2月分


お客様番号
1709-9006-77633

2023年 4月ご請求分

金額(円)
¥13,749-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ
0120-800-000

領収日 附印
23.4.24


収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

13749 × 30/31 × 1/2
= 6652

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費	整理番号	3-1	
事業内容	文房具代			
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
	インク	17776	8888	5/9 1/2 按分
	インク	16643	8321	9/6
	エビ-用紙	1452	726	7/10
	753エモリ	1298	649	11/4
	インク	10095	5047	17/8
	エビ-用紙	1470	735	12/7
		《合計》	48734	24366
按分割合 積算根拠	政務活動(50%) 政務活動(50%) + 当の他の活動(50%) 支出ごとに按分(1月未満の端数切捨)			

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
 報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	3-2
【領収書その他の書面の添付欄】			

発行日: 2022年05月09日

管理No. 0870-401-0000769

伝票No. 0870-401-015913

領収書

中嶋 光雄 様

¥17,776 (内消費税 ¥1,616)

但し 12ヶ月 代として。

支払内訳
現金

¥17,776

10%対象

¥17,776(内消費税 ¥1,616)

上記の金額正に領収いたしました。

マツヤデンキ 小野田店
山口県山陽小野田市日の出2-8-15

※印刷面を内側に折って保管願います。

1/2 按分 ¥8,888-

3199781019 IC4CL76	76
IPソケット 1:持帰 外10	¥10,300
3199787011 ICBK76	76
IPソケット 1:持帰 外10	¥4,830
3199494018 LC111BK	111
ソケット 1:持帰 外10	¥1,030

マツヤデンキ 小野田店



発行日: 2022年09月06日

管理No. 0870-402-0000770

伝票No. 0870-402-014521

領収書

中山島 光太郎 様

¥16,643 (内消費税 ¥1,513)

但し 1ヶ月 代として。

支払内訳
現金

¥16,643

10%対象

¥16,643(内消費税 ¥1,513)

上記の金額正に領収いたしました。

マツヤデンキ 小野田店
山口県山陽小野田市日の出2-8-15

※印刷面を内側に折って保管願います。

1/2 按分 ¥8,321-

3199787011 ICBK76	76
IPソケット 1:持帰 外10	¥4,830
3199781019 IC4CL76	76
IPソケット 1:持帰 外10	¥10,300

マツヤデンキ 小野田店



領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	3-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

事務費 3-3以降の領収書等の宛名の無いものは、中嶋光雄宛に相違ありません。

家族でつくるいい一日

GoodyDay

小野田店
0836-81-5088

<領収書 修正>

2022年07月13日(水) 12:48 No.7917
担当: [REDACTED] [072-7201]

☆PPCA4
コピー用紙A4 AIK901
@294×5個 ¥1,470内
★まとめ売り値引 -18
(5個¥1,452 × 1組)

小計	5点	¥1,452
(10%内税対象額)		¥1,452
(内税額)		¥132
(内税計)		¥132


合計	¥1,452
お預り	¥10,452
お釣り	¥9,000

GoodyDayLINE 

公式アカウント友だち募集中!
お得が見つかる!
チラシ情報配信!


◆:LINEお友だち限定価格対象商品

グッデイならできると
家族で作るいい一日



1/2 検分
¥726-

中嶋光雄様
いいもの大切に。



https://matsuyadenki.jp


マツヤデンキ 小野田店
TEL: 0836-84-6800
営業時間 9:00~18:30
山口県山陽小野田市日の出2-8-15
ご来店誠にありがとうございます

領収書

No.0870-401-017422 [現金売]
2022/11/14 12:47
レジ担当: [REDACTED]
販売担当: [REDACTED]

7153061018 RUF3YUF16GABK	16G
フラッシュメモリ 1:持帰 外10	¥1,180
小計	¥1,180
+消費税	
税込計	¥1,298
合計 (内消費税)	¥1,298 (¥118)

10%対象 (内消費税)	¥1,298 (¥118)
現金	¥1,298
お預り	¥2,000
お釣り	¥702


B0870401017422B

商品の返品につきましては必ずこのレシートとお会計時のポイントカードをお持ち下さい。お持ちでないとは返品が出来ません。

がんばろう！日本
0870-401-017422

1/2 検分
¥649-

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	3-4
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】



株式会社ヤマダデンキ
本部 群馬県高崎市栄町1-1
<https://www.yamada-denkiweb.com>

テックランド宇部店
0836-81-1510
御来店誠に有り難う御座います
ポイントカード会員募集中!

領収書

No. 0319-403-197661 [現金売]

2022/12/08 11:11

レシート担当: [Redacted]
販売担当: [Redacted]
会員No: [Redacted]

3199781019 IC4CL76	76
IPソニック 1:持帰 外10	01
	¥9,270
小計	¥9,270
消費税	
税込計	¥10,197
ポイント値引	0P
合計	¥10,197
(内消費税)	¥927

10%対象 (内消費税) ¥10,197
¥927

現金 ¥10,197
お預り ¥10,200
お釣り ¥3

お客様ポイント情報

ポイント会員No	9012910479451
前回累計ポイント数	415P
値引ポイント数	0P
今回ポイント数	102P
累計ポイント数	517P



商品の返品につきましては必ずこのレシートとお客
ポイントカード(お持ちの客
様)をお持ち下さい。
お持ちでない返品が
出来ません。

印紙税申告
付につき高崎
税務署承認済

★出張修理受付ダイヤル★
0570-668-533
(9:00~21:00)

0319-403-197661



領収証

様
ホームプラザナフコ 小野田店
TEL:0836-83-0725

毎度ありがとうございます
またのお越しを
お待ちしております。

2022年12月27日 17:52
担: [Redacted] 006-50462

21 高白色コピー用紙S A4 2
22811134 ¥1,470

合計	¥1,470
10%対象お買上額	¥1,470
(10%内消費税額)	¥133
現金	¥1,470
お預り	¥2,000
お釣り	¥530

1/2枚分
¥735

レシート売上
*マークは、広告商品です。

本票を保管頂く場合は、印刷面を
内側に折り、保管をお願い致します



22122706504622

公式オンラインストア
新規会員登録キャンペーン中!
*** 登録後すぐ使える ***
2,000円以上のお買い物で
500円OFFクーポン!
*店舗でのご利用はできません。 081

↑詳細はこちら



↑詳細はこちら

<https://nafco-online.com/>

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・事務費・ <u>人件費</u>			整理番号	1-1
事業内容	政策調査、助言、政務活動専用の補助パート料				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	4月	60,500	60,500	1%	
	5月	44,000	44,000	"	
	6月	49,500	49,500	"	
	7月	55,000	55,000	"	
	8月	44,000	44,000	"	
	9月	44,000	44,000	"	
	10月	55,000	55,000	"	
	11月	55,000	55,000	"	
	12月	71,500	71,500	"	
	1月	88,000	88,000	"	
	2月	110,000	110,000	"	
	3月	66,000	66,000	"	
		《合計》	742,500	742,500	
按分割合 積算根拠	$742,500円 \times 1\% = 742,500円$				

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例:ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報
告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通
機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告
書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満た
さない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領 収 証

中嶋光雄 様 No. _____

* 44,500-

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税(10%)	
消費税(8%)	
内税額計	

但 4月分給料とL2

2022年4月28日 上記正に領収いたしました

登録番号



1、5、7、8、12、14、15、19、20、26、28
出勤日 11日

領 収 証

中嶋光雄 様 No. _____

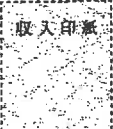
* 44,000-

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税(10%)	
消費税(8%)	
内税額計	

但 5月分給料として

2022年5月31日 上記正に領収いたしました

登録番号



11、12、13、17、19、20、24、31
出勤日 8日

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領収証

中嶋光雄

様 No.

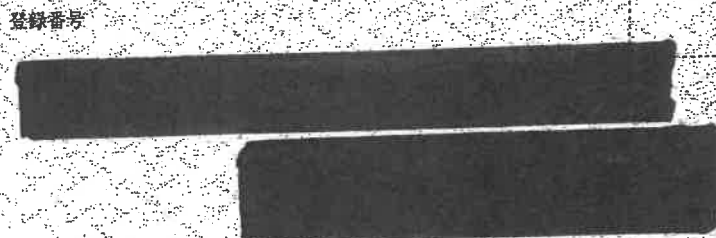
★ 49,500-

内訳
現金
小切手 /
手形 /
消費税(10%)
消費税(8%)
内税額計

6月分給料といた

2022年6月30日 上記正に領収いたしました

収入印紙



9. 14. 16. 17. 21. 23. 28. 29. 30
出張日

9日

領収証

中嶋光雄

様 No.

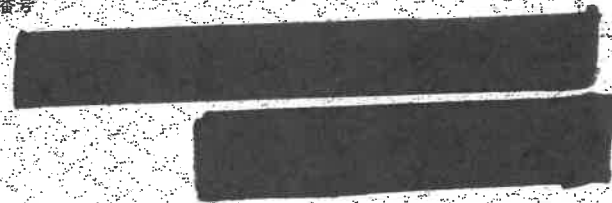
★ 55,000-

内訳
現金
小切手 /
手形 /
消費税(10%)
消費税(8%)
内税額計

7月分給料といた

2022年7月29日 上記正に領収いたしました

収入印紙



1. 7. 8. 12. 14. 21. 22. 26. 28. 29
出張日

10日

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-4
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領 収 証

中嶋光雄 様 No. _____

内 訳	★ 4
現金	
小切手	/
手形	/
消費税(10%)	
消費税(8%)	
内税額計	

44,000-

但 8月分給料といた

2022年8月30日 上記正に領収いたしました

登録番号

収入印紙

4、9、10、17、19、23、24、25
出勤日

8日

領 収 証

中嶋光雄 様 No. _____

内 訳	★ 4
現金	
小切手	/
手形	/
消費税(10%)	
消費税(8%)	
内税額計	

44,000-

但 9月分給料といた

2022年9月29日 上記正に領収いたしました

登録番号

収入印紙

1、2、6、9、13、20、27、29
出勤日

8日

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-5
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領 収 証 中島光雄 様 No.

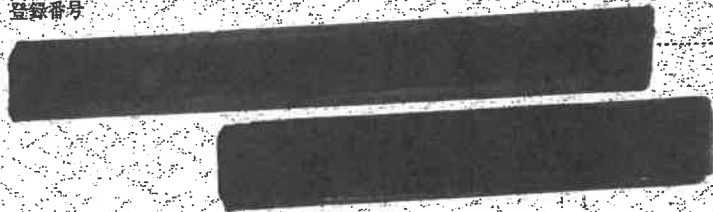
★ ¥ 55,000-

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税(10%)	
消費税(8%)	
内税額計	

但 10月分給料として

2022年10月31日 上記正に領収いたしました

登録番号



収入印紙

3、6、7、11、13、14、19、21、25、28
出所日 10日

領 収 証 中島光雄 様 No.

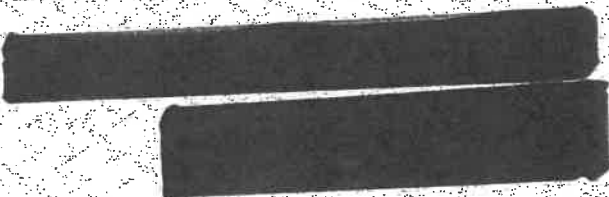
★ ¥ 55,000-

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税(10%)	
消費税(8%)	
内税額計	

但 11月分給料として

2022年11月30日 上記正に領収いたしました

登録番号



収入印紙

1、4、8、11、15、17、18、22、25、29
出所日 10日

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-6
【領収書その他の書面の添付欄】			
領 収 証		中 嶋 光 雄	様 No. _____
★ ¥ 71,500 -			
内 訳	但	12月分給料と1イ	
現金		2022年12月27日 上記正に領収いたしました	
小切手	/	登録番号	収入印紙
手形	/	[Redacted]	
消費税(10%)		[Redacted]	
消費税(8%)		[Redacted]	
内税額計		[Redacted]	
1、2、6、8、9、13、15、16、20 出納日			13日
22、23、27、28			

領 収 証		中 嶋 光 雄	様 No. _____
★ ¥ 88,000 -			
内 訳	但	1月分給料と1イ	
現金		2023年1月31日 上記正に領収いたしました	
小切手	/	登録番号	収入印紙
手形	/	[Redacted]	
消費税(10%)		[Redacted]	
消費税(8%)		[Redacted]	
内税額計		[Redacted]	
3、4、5、6、10、11、12、13 出納日			16日
17、19、20、24、25、26、30、31			

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-7
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領 収 証

中島光雄 様 No. _____

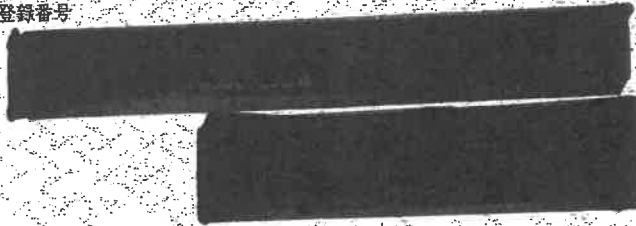
* 4/110,000-

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税(10%)	
消費税(8%)	
内税額計	

但 2月分給料として

2023年2月28日 上記正に領収いたしました

登録番号



収入印紙

1、2、3、6、7、8、9、10、13、14、
15、16、17、20、21、22、23、24、27、28
出所日 20日

領 収 証

中島光雄 様 No. _____

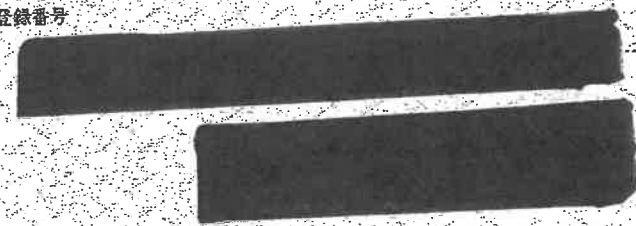
* 4/66,000-

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税(10%)	
消費税(8%)	
内税額計	

但 3月分給料として

2023年3月30日 上記正に領収いたしました

登録番号



収入印紙

2、3、7、9、10、14、17、23、24、28、29、30
出所日 上記分出所日と同様仕書まで 12日

中嶋みつお県議会報告



民主党・市民連合

携帯 090-9066-1845

2月県議会定例会

令和4年度一般会計予算案などを審議

2月28日から3月18日まで開催され、57議案が提案され審議し、全会一致または賛成多数で全て可決されました。請願2件については、不採択となり残念でした。

本会議初日に、2月24日にロシアがウクライナに侵攻し戦争を始めたことに対し、「ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議」を全会一致で可決しました。

最終日には、私も委員として参加し八ヶ月にわたり審査した「脱炭素社会における産業発展方策調査特別委員会」の取りまとめ報告書を各議員に配布することにも、委員長が審査の経過並びに結果について報告し、本会議終了後、議長・委員長・副委員長が知事に、報告書及び要請書を提出しました。



市民・子どもまでもが犠牲になるロシアの戦争には、絶対反対だが、この際だとばかりに危機感をあおる政治も家もどうなんだろ
う。こんな時だからこそ「軍備よれ権力よれもつよきもの平和憲法このくにあり(王井たか子)」、この言葉を噛みしめたい!

朝鮮学校問題を質す
本題の前に一言、北朝鮮の度重なるミサイル発射には、ロシアのウクライナへの軍事侵略の真つ最中でもある、断固抗議します。私の戦後の歴史観は、学校の戦後の歴史観は、学校教育からでなく、祖母から培われました。我家の仏壇には、二人の叔父の勲章があります。先の戦争で、一人は、陸軍士官学校を出て南方の激戦地で戦死。もう一人は赤紙で召集され最後はシベリア抑留で未帰還です。祖母は、同じ部隊で帰還された方に消息を聞き回っていました。当時のことを誰もし話してくれないと、涙する

のが今でも忘れられませんが、二人の叔父の遺骨はおろか遺品すら何も我が家には帰ってきません。そんな祖母に連れて来て子ども時代、地元の護国神社の清掃・慰霊祭に、1時間以上かけて毎年欠かさず歩いて行って、道すがら戦争さげなければ、戦争話はいけねい、などの話を聞かされました。表現の自由にも制約がある

例えば、人の名誉を損なう表現は、刑法に於いて名誉毀損罪として処罰されるという制約を受けます。さらに、表現の自由は、二つの価値、自己実現の価値と自己統治の価値を備えているから重要だとされています。この自己統治の価値からは、多種多様な意見、とりわけ少数意見の尊重が重要とされ、反論や反対意見も、同じく尊重される必要があるとされています。

歴史修正主義に反論
昨年12月の本会議で、「朝鮮学校補助金の復活を求める質問を繰り返される方々は、北朝鮮の代弁者となり下がっている」と言わざるを得ない。北朝鮮を利用するだけの質問は、二度とこの議場で取り上げないでいただきたい」と、歴史修正主義に基ずき、概ねこのような発言があり、極めて遺憾です。総務部長の答弁も、質問議員の趣意を避け、これまで朝鮮学校補助金復活を求めてきた私じ内容で答弁した。そこで、改めて朝鮮学校への補助金復活についてお尋ねします。

付する救済制度も進めませんでした。しかし、外国人学校や朝鮮学校は「幼児教育・保育の無償化」の対象外。さらに、朝鮮高校は「高校授業料無償化」、朝鮮大学校へ通う生徒は「コロナ緊急給付金」の対象から外れました。朝鮮学校への対応については、国連などから、この是正勧告も出ています。何より、平等に払う消費税、だが使い道は日本人だけ? 「国の考え方」は、理解できません。また、「他県の動向」にも補助金を支給し続けている県・市もあることから、到底納得しかねます。

総務部長の思考停止 繰り返し答弁
国の方、他県の動向、北朝鮮の様々行動に対する国内への受け止め、を総合的に勘案し、補助金の支給は県民の理解を得られないことから、補助金を予算計上することは考えていません。福岡県は補助金を支給しているし、福岡県議会には国際化・多文化共生社会調査特別委員会が設置され、国籍により不当な扱いにならないようチェックしたり、在留外国人の生活支援などの諸施策を審議もしているのは、本県は大違いだ。

発行所：中嶋光雄事務所 〒757-0004山陽小野田市山川6 7 5 ☎0836-39-6178 FAX 0836-39-6871 E-mail:nakashima_mitsuo@yahoo.co.jp

- 1 新年度予算及び施策について
 - (1) 経済活動で生み出された利潤・税の再分配
 - (2) 医療的ケア児及びその家族への支援
 - (3) 持続可能な農業
 - (4) 近未来の安心医療の充実
- 2 脱炭素の住宅・建築物について
- 3 米軍岩国基地問題について
- 4 朝鮮学校問題について

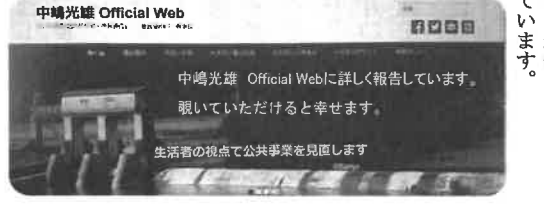
28回目の一般質問

健康福祉部長答弁
医療的ケア児とその家族が地域で安心して生活できるように、県で

は、「医療的ケア児支援地域協議会」を設置し、医療、福祉、保育等の関係機関の連携促進や支援に携わる人材育成などに取り組んでいます。昨年9月の医療的ケア児支援法の施行等を踏まえ、新年度、支援の拠点となる「医療的ケア児支援センター」を設置し、家族からの

在宅の医療的ケア児(0~19歳)は2019年度厚労省の推計で20,155人、山口県でも実施調査を行った150人を把握しているが、県内でも多くの医療的ケア児が暮らし、また、その

副教育長答弁
医療的ケア児支援法の基本理念を踏まえ、小・中学校等を所管する市町教委に対し、医療的ケアの安全な実施に向けた校内体制の整備等について助言するとともに、看護師配置に係る国事業の活用



周知を行っています。また、医療的ケア児が高等学校等への進学を希望する場合、本人の教育的ニーズ等を踏まえ、可能な支援について検討することとしています。



相談に応じるとともに、関係機関との連絡調整等を行い、医療的ケア児等への総合的な支援体制の整備に取り組むこととしています。

また、保育所等において、利用を希望する医療的ケア児の受入れが可能となるよう、体制整備に向けた看護師の配置やガイドラインの作成など、市町の取組を支援します。

また、医療的ケア児が高等学校等への進学を希望する場合、本人の教育的ニーズ等を踏まえ、可能な支援について検討することとしています。



最終に反対の議論が行われました！

議案第一号、令和四年度一般会計予算について、意見を述べます。

三年連続の十五カ月、十六カ月予算

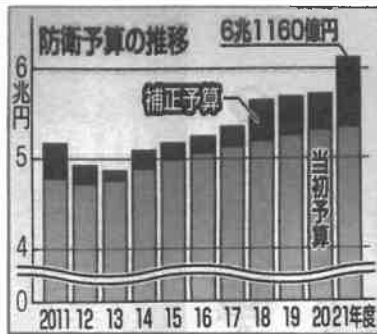
予算規模は七千八百六十二億円と、コロナ対策で突出した前年度予算をさらに上回る4.4%増になっている。国は前回・前々回は、一月の補正予算と当初予算を一体的に編成する十五カ月予算だったが、今回、国は昨年十二月に補正を行い新年度予算と一体的に編成したので十六カ月予算と言われている。

近年の国の予算編成方針は、景気対策などの面で有効であるとの評価がある一方で、補正予算本来の役割から逸脱し、通常の予算として盛り込むべきもの

を比較的低目の低い補正予算として、ミサイルなどの防衛費の七千七百億円もの大幅な補正予算計上などにより、必要な議論を避けているのではないかと批判がある。

本県もこうした国の予算編成方針に追随、踏襲したものである。繰越明許費が年々増加建設事業費等に係る繰越明許費が六六四億九千二百万円も予定されている。三ヶ月前の平成29年度の三〇五億九千九百円から倍増、新年度の公共事業関係予算の六五五億六千九百万円を超えて、大いに疑問だ。

コロナ禍での収入減少、世帯への支援は？ 国の「子育て世帯への臨時特別給付」は、クーポン配布か、はたまた十万円一括支給か物議をかもしたが、新年度予算にはコロナ禍で世帯への給付などを通じて消費を喚起す



6兆1160億円

景気対策のための事業予算は、収入減少・生活困窮世帯への直接支援、県でもできる返還不要の給付型奨学金の拡充などは見られない。

また、子供の医療費助成など、結果として市町に負担を押しつけることになっている県の事業について、今回も見直しをされている。

教職員の働き方改革は教職員の働き方改革が言われる中で、遅々として進まず、状況の変化が子どもたちにも影響を及ぼしている。教職員への負担は減っていない。いじめ、不登校、子どもの貧困、ヤングケアラーや医療的ケア児への対応など、子どもと向き合っており、フェイスタワーフェースのスキップで接し信頼関係を築き、先生が子供の状態をいち早くキャッチすることが求められている。

県立高校将来構想(案)の中でも子供たちのニーズの多様化に、特別支援学校の学級増に伴う39名の増を差し引いても全体では58名の減となっている。

この間、分枝化した高校や閉校された高校・分校の存続に向け、地域や所在地の自治体とともに何らの努力もされていない。

要望の多い道路補修や河川改修などのいわゆる生活関連予算も、到底十分とは思えない。三期目の県政を担われる村岡知事には、不偏不党の姿勢で県民世帯の声を聞き、かつ率直な知事の肉声をお聞きせ頂けることを期待し、この第一号議案には反対をします。

市町村財政への配慮をともに、地方六団体・全国知事会等挙げて取り組み、主張していた国の直轄事業負担金廃止問題は、その声が多く聞かなくなっている。

市町への負担金は、この問題の延長線上の課題であり、財政事情が厳しいのは、県内市町共通の課題だ。知事は、国・県の負担金制度廃止について強く行動するよう要望し、本議案に反対をします。

以上を踏まえ、議案第三十三号及び、議案第三十六号には反対を述べます。一般質問で、我が家の叔父二人も先の戦争で亡くなっていると申し上げました。本請願は、我が家にとっても積年の悲願である内容が含まれています。なにより請願者には、

沖繩戦没者のご高齢のご遺族の方もおられます。是非とも、本請願にご賛同ください。どうぞ壇上から伏してお願ひ申し上げます。

請願第二号、山口県岩国児童相談所の不作為による要保護児童の自殺についての請願不採択に反対です。本請願の根拠には、夫婦が離婚した場合の子どもの「親権問題」がある。わが国では、子どもが未成年の場合、離婚したときは、父母どちらかの「単独親権」になっている。

この問題は、国会でも超党派の共同養育支援議員連盟が、「父母の離婚等の後における子どもと父母との継続的な関係の維持等の促進に関する法律案」の提出に向けて活動が行われており、法務省内部でも離婚後の「共同親権」を認める方向で検討が進められていると聞いている。

わが会派は、こうした議論の進展を期待する立場、そして何より請願者の苦悩の心情をおもひはかつた時に、本請願に賛成すべきとの結論に至り、本請願を不採択とすべきとする環境福祉委員長報告に反対をします。

なお、子どもの命を守る現場の児童相談所で専門職不足が浮き彫りになっている実態を直視し、改善が図られるべきだと意見を申し述べておきます。

以上を踏まえ、議案第三十三号及び、議案第三十六号には反対を述べます。一般質問で、我が家の叔父二人も先の戦争で亡くなっていると申し上げました。本請願は、我が家にとっても積年の悲願である内容が含まれています。なにより請願者には、

県幹部収賄事件・委員会へ追及内規で作成定める 不当な求め記録せず コンプライアンス違反だ： 3月14日の土木建築委員会、幹部職員の不作為について：「昨年10月に、『改正公益情報通報者保護法』に基づく指針の解説』が公表され、1月4日付けの政令で、改正法の施行期日が6月1日に決定されている。また、『山口県建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱』もあるではないかと指摘し、部として、今回の件を、いつ誰から、どのように知らされたのか、知ったのか？業者との間に介在したとされる人物とは、いかなる人物なのか？などを質す」

▼答弁は：情報を漏洩した本人からの報告で知った以外の事は、捜査中であり答弁できないと、また、コンプライアンス要綱には、今回のような事件は記録に残すようになっていないかとさらに質すも、記録はないと、まるで内部統制ができていない：「職員のコンプライアンスの徹底に取り組むとした」：相次ぐ不祥事に対する村岡知事の本会議答弁が白々しかった。

▼県議会終了後の3月23日になって、ようやく課長会議で綱紀粛正徹底を図る内部調査を行うとした：？ 注視していきたい。

新聞各紙の報道より 山口県建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱 山口県建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱 山口県建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱

山口県建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱 山口県建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱 山口県建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱

6月県議会報告

6月8日～24日までの6月県議会で、約83億5千万円の補正予算案など14議案が提案され、参院選と同時進行で審議が行われました。

中嶋みつお県議会報告

第29号
2022年夏季
発行所
中嶋光雄事務所
(社民党・市民連合)
携帯 090-9066-1845
〒757-0004
山陽小野田市山川675
電話 0836-39-6178
FAX 0836-39-6871

原油価格・物価高騰対策関連事業 (単位 千円)	
事業名および事業概要	補正額
I 生活困窮者への支援	2,168,902
◆生活福祉資金貸付事業費補助(厚政課)	1,640,623
◆生活困窮者自立支援事業(厚政課)	12,348
◆ひとり親家庭自立支援給付金事業(こども家庭課)	22,000
◆保育所副食費等物価高騰緊急対策支援事業(こども政策課)	223,200
◆県立学校給食費に係る物価高騰差額補助事業(学校安全・体育課)	13,562
◆私立学校給食費等に係る物価高騰差額補助事業(学事文書課)	257,169
II 事業者等への支援	5,470,637
◆中小企業原油価格・物価高騰等対策支援事業(経営金融課)	1,549,993
◆中小企業制度融資(原油価格・物価高騰対応資金)(経営金融課)	1,089,600
◆信用保証料率低下事業(経営金融課)	4,050
◆小規模事業者応援キャンペーン事業(経営金融課)	214,000
◆新型コロナ対策E C送料支援事業(商政課)	54,000
◆やまぐち観光振興支援強化事業(観光政策課)	1,215,000
◆公共交通事業継続総合支援事業(交通政策課)	705,879
◆農業・漁業経営継続緊急支援事業(農林水産政策課)	413,000
◆農業省エネ対策緊急支援事業(農業振興課)	108,115
◆漁業省エネ対策緊急支援事業(水産振興課)	66,000
◆配合飼料価格高騰対策緊急支援事業(畜産振興課)	51,000
合 計	7,639,539

●村岡知事は…国の総合緊急対策(地方創生臨時交付金「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」1兆円の創出など)の趣旨を踏まえ、コロナ禍による疲弊に加え、現下の原油価格や物価の高騰により更に深刻な打撃を受けている「県内経済等の下支えに取り組む」ため、生活困窮者への支援策に約21億7千万円、事業者等への支援策として約54億7千万円を補正予算に計上提案。

引き続き、経済情勢や国の動向を注視し、「国の緊急対策」にしっかりと呼应しながら、「大きく傷んだ社会経済の再生」に積極的に取り組む考えを示したことは評価したい。

しかし、物価高騰は電気・ガソリン、食品、生活必需品など全般におよび、低所得者ほど打撃を受け、中小零細企業・小規模事業者への影響も深刻で、喫緊の政治課題は、物価の引き下げと家計の収入増へのより具体的な支援策ではないだろうか！



●コロナ禍と物価高、上がらない賃金、引き下げられる年金。生活不安の中で、緊急対策として3年間、消費税をゼロにすべき。その財源はコロナ禍でも莫大な利益を積み上げている大企業の内部留保への課税でまかなえるのではないかと！

質疑応答

●公共交通の維持、特にJR線の維持については関心度が高く、自民党の吉田県議、民政会の酒本県議、共産党の木佐木県議に私・中嶋の4県議が取り上げそれぞれの観点から質問しました。

答弁は、概ね、次のようでした

村岡知事は…

鉄道やバスなどの地域公共交通は、通勤や通学など沿線住民の日常生活はもとより、地域の経済活動や観光振興などに大変重要な役割を果たしていますが、人口減少や長引くコロナ禍の影響等により利用者が大幅に減少し、極めて厳しい環境に置かれています。

●公共の維持、特にJR線の維持については関心度が高く、自民党の吉田県議、民政会の酒本県議、共産党の木佐木県議に私・中嶋の4県議が取り上げそれぞれの観点から質問しました。

私、JR西日本が大変厳しい経営状況にあることは理解していますが、路線の存続を区間毎の収支で判断することは適当でなく、地方ローカル線が広域的なネットワークとして維持される必要があると考えています。

●観光スポーツ文化 国鉄を分営化した国の責任を踏まえた対応について、県としては、国鉄改革時の経緯も踏まえ、交通政策の根幹としての鉄道ネットワークのあり方について、国として、その方向性を提示するよう求めています。

次に、今後の公共交通の維持・活性化についてです。県では、これまでも、県民生活の重要な基盤である公共交通の維持・確保を図るため、複数市町に跨る幹線バス路線への支援や、中山間地域等におけるデマンド型乗合タクシー等、地域の事情に応じた公共交通への支援を行ってきたところです。

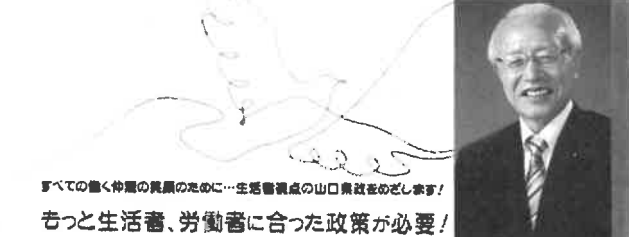
必需品の値上がり詳細
6月に値上りの大きな主な商品 (前年同月比、%)
7/22総務省、6月の全国消費者物価指数より

生鮮食品 (全体) 6.5	
タマネギ	95.8
マグロ	17.8
生鮮食品のそく食料 (全体) 3.2	
食用油	36.0
牛肉(輸入品)	13.5
カップ麺	11.1
食パン	9.0
外食ハンバーガー	7.6
エネルギー関連 (全体) 16.5	
電気代	18.0
ガス代	17.1
ガソリン	12.2
家庭用耐久財 (全体) 7.5	
冷蔵庫	14.9
エアコン	11.3

29回目の一般質問 (6月15日)

- 知事の政治姿勢について
 - 核兵器廃絶
 - 朝鮮学校
 - 米軍岩国基地
 - 宇宙状況監視レーダー
 - 上関原発
- 県内公共交通の維持について
- 森林資源の循環活用について
 - 脱炭素社会に資する木造住宅への誘導政策
 - 直交集成板(CLT)の活用
 - 少花粉スギへの植替え促進
 - やまぐち森林づくり県民税および森林環境譲与税
- 多様性・ジェンダー平等
 - パートナーシップ制度の導入
 - LGBTQ+に対する施策と評価

●質問と答弁の全文は、「中嶋光雄 Official Web」に報告していますので、覗いてご覧いただき、ご意見等いただければ幸いです。



核兵器廃絶を

●6月21日(23日)一切触れていません。昨年段階で8か国が署名した約締結国会議が開かれ、核兵器廃絶に大きな動きが出ています。それにもかかわらず、日本政府はオプザイパー参加の意向を明らかにしているにもかかわらず、「核の下にある立場の日本政府は締結国会議には参加しない方針で残念です」。

広島県出身の岸田首相は、対外的にも、核兵器のない世界に向けて共に取り組んでいくとしていました。しかし、2017年の国連総会で採択された核兵器禁止条約には、約7,700億円の補正予算

核廃絶を実現するカギは日本政府の動向

▼核兵器禁止条約の第1回締結国会議は6月23日、核兵器廃絶への決意をあらためて示す「ウィーン宣言」を採択し3日間の日程を終えた。

▼宣言は、ロシアを念頭に「核の脅し」を非難し、核抑止を否定。核保有国や「核の傘」の下にある国が核抑止力に頼り、その依存を減らすための「実質的な措置をとっていない」と断じた。そのうえで、核兵器の非人道性をあらためて強調し、核兵器禁止条約は核廃絶に向けた「基礎となる第一歩」だと位置づけた。

▼唯一の戦争被爆国である日本は「保有国と非保有国の橋渡し役をつとめる」(岸田文雄首相)ことを自認してきたにもかかわらず、「保有国が参加していない」ことなどを理由に参加しなかった。

▼広島・長崎の両市長は帰国後の記者会見で、参加を見送った日本政府に今後の会議には参加するよう強く求めた。

▼広島市長は「橋渡しとは考え方をつなぐもの」と指摘。「議論する場に出ていかないと対話にならない。オプザイパー参加が(核兵器廃絶への)確実な前進を図るための重要な一歩になる」と述べた。

▼世界で唯一、核攻撃を受けた日本が、唯一、核攻撃した国である米国の「核の傘」に入っている。「核兵器のない世界を実現するためには、核兵器のない世界を実現する国に手を結ぶ必要がある」とも述べた。また、条約への参加という手段によらず、核兵器のない世界の実現に向けた取組を進めることとして、国に対して署名・批准を促すことは考えていません。

▼「核の傘」の下にある国が核抑止力に頼り、その依存を減らすための「実質的な措置をとっていない」と断じた。そのうえで、核兵器の非人道性をあらためて強調し、核兵器禁止条約は核廃絶に向けた「基礎となる第一歩」だと位置づけた。

▼「核の傘」の下にある国が核抑止力に頼り、その依存を減らすための「実質的な措置をとっていない」と断じた。そのうえで、核兵器の非人道性をあらためて強調し、核兵器禁止条約は核廃絶に向けた「基礎となる第一歩」だと位置づけた。

▼「核の傘」の下にある国が核抑止力に頼り、その依存を減らすための「実質的な措置をとっていない」と断じた。そのうえで、核兵器の非人道性をあらためて強調し、核兵器禁止条約は核廃絶に向けた「基礎となる第一歩」だと位置づけた。

▼「核の傘」の下にある国が核抑止力に頼り、その依存を減らすための「実質的な措置をとっていない」と断じた。そのうえで、核兵器の非人道性をあらためて強調し、核兵器禁止条約は核廃絶に向けた「基礎となる第一歩」だと位置づけた。

▼「核の傘」の下にある国が核抑止力に頼り、その依存を減らすための「実質的な措置をとっていない」と断じた。そのうえで、核兵器の非人道性をあらためて強調し、核兵器禁止条約は核廃絶に向けた「基礎となる第一歩」だと位置づけた。

▼「核の傘」の下にある国が核抑止力に頼り、その依存を減らすための「実質的な措置をとっていない」と断じた。そのうえで、核兵器の非人道性をあらためて強調し、核兵器禁止条約は核廃絶に向けた「基礎となる第一歩」だと位置づけた。

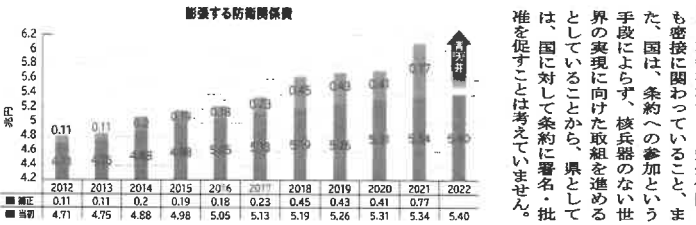
▼「核の傘」の下にある国が核抑止力に頼り、その依存を減らすための「実質的な措置をとっていない」と断じた。そのうえで、核兵器の非人道性をあらためて強調し、核兵器禁止条約は核廃絶に向けた「基礎となる第一歩」だと位置づけた。

▼「核の傘」の下にある国が核抑止力に頼り、その依存を減らすための「実質的な措置をとっていない」と断じた。そのうえで、核兵器の非人道性をあらためて強調し、核兵器禁止条約は核廃絶に向けた「基礎となる第一歩」だと位置づけた。

▼「核の傘」の下にある国が核抑止力に頼り、その依存を減らすための「実質的な措置をとっていない」と断じた。そのうえで、核兵器の非人道性をあらためて強調し、核兵器禁止条約は核廃絶に向けた「基礎となる第一歩」だと位置づけた。

▼「核の傘」の下にある国が核抑止力に頼り、その依存を減らすための「実質的な措置をとっていない」と断じた。そのうえで、核兵器の非人道性をあらためて強調し、核兵器禁止条約は核廃絶に向けた「基礎となる第一歩」だと位置づけた。

▼「核の傘」の下にある国が核抑止力に頼り、その依存を減らすための「実質的な措置をとっていない」と断じた。そのうえで、核兵器の非人道性をあらためて強調し、核兵器禁止条約は核廃絶に向けた「基礎となる第一歩」だと位置づけた。



▼「核の傘」の下にある国が核抑止力に頼り、その依存を減らすための「実質的な措置をとっていない」と断じた。そのうえで、核兵器の非人道性をあらためて強調し、核兵器禁止条約は核廃絶に向けた「基礎となる第一歩」だと位置づけた。

▼「核の傘」の下にある国が核抑止力に頼り、その依存を減らすための「実質的な措置をとっていない」と断じた。そのうえで、核兵器の非人道性をあらためて強調し、核兵器禁止条約は核廃絶に向けた「基礎となる第一歩」だと位置づけた。

▼「核の傘」の下にある国が核抑止力に頼り、その依存を減らすための「実質的な措置をとっていない」と断じた。そのうえで、核兵器の非人道性をあらためて強調し、核兵器禁止条約は核廃絶に向けた「基礎となる第一歩」だと位置づけた。

▼「核の傘」の下にある国が核抑止力に頼り、その依存を減らすための「実質的な措置をとっていない」と断じた。そのうえで、核兵器の非人道性をあらためて強調し、核兵器禁止条約は核廃絶に向けた「基礎となる第一歩」だと位置づけた。

▼「核の傘」の下にある国が核抑止力に頼り、その依存を減らすための「実質的な措置をとっていない」と断じた。そのうえで、核兵器の非人道性をあらためて強調し、核兵器禁止条約は核廃絶に向けた「基礎となる第一歩」だと位置づけた。

▼「核の傘」の下にある国が核抑止力に頼り、その依存を減らすための「実質的な措置をとっていない」と断じた。そのうえで、核兵器の非人道性をあらためて強調し、核兵器禁止条約は核廃絶に向けた「基礎となる第一歩」だと位置づけた。

▼「核の傘」の下にある国が核抑止力に頼り、その依存を減らすための「実質的な措置をとっていない」と断じた。そのうえで、核兵器の非人道性をあらためて強調し、核兵器禁止条約は核廃絶に向けた「基礎となる第一歩」だと位置づけた。

▼「核の傘」の下にある国が核抑止力に頼り、その依存を減らすための「実質的な措置をとっていない」と断じた。そのうえで、核兵器の非人道性をあらためて強調し、核兵器禁止条約は核廃絶に向けた「基礎となる第一歩」だと位置づけた。

▼「核の傘」の下にある国が核抑止力に頼り、その依存を減らすための「実質的な措置をとっていない」と断じた。そのうえで、核兵器の非人道性をあらためて強調し、核兵器禁止条約は核廃絶に向けた「基礎となる第一歩」だと位置づけた。

▼「核の傘」の下にある国が核抑止力に頼り、その依存を減らすための「実質的な措置をとっていない」と断じた。そのうえで、核兵器の非人道性をあらためて強調し、核兵器禁止条約は核廃絶に向けた「基礎となる第一歩」だと位置づけた。

▼「核の傘」の下にある国が核抑止力に頼り、その依存を減らすための「実質的な措置をとっていない」と断じた。そのうえで、核兵器の非人道性をあらためて強調し、核兵器禁止条約は核廃絶に向けた「基礎となる第一歩」だと位置づけた。

再質問

▼「核の傘」の下にある国が核抑止力に頼り、その依存を減らすための「実質的な措置をとっていない」と断じた。そのうえで、核兵器の非人道性をあらためて強調し、核兵器禁止条約は核廃絶に向けた「基礎となる第一歩」だと位置づけた。

再質問

▼「核の傘」の下にある国が核抑止力に頼り、その依存を減らすための「実質的な措置をとっていない」と断じた。そのうえで、核兵器の非人道性をあらためて強調し、核兵器禁止条約は核廃絶に向けた「基礎となる第一歩」だと位置づけた。

再質問

▼「核の傘」の下にある国が核抑止力に頼り、その依存を減らすための「実質的な措置をとっていない」と断じた。そのうえで、核兵器の非人道性をあらためて強調し、核兵器禁止条約は核廃絶に向けた「基礎となる第一歩」だと位置づけた。

▼「核の傘」の下にある国が核抑止力に頼り、その依存を減らすための「実質的な措置をとっていない」と断じた。そのうえで、核兵器の非人道性をあらためて強調し、核兵器禁止条約は核廃絶に向けた「基礎となる第一歩」だと位置づけた。

中嶋みつお県議会報告

第30号
2022年秋季

発行所
中嶋光雄事務所
(社民党・市民連合)
携帯 090-9066-1845

〒757-0004
山陽小野田市山川川75
電話 0836-39-6178
FAX 0836-39-6871

9月県議会 9/20~10/7

●村岡知事は…議案第1号・令和4年度一般会計補正予算の提案に当たり、次のように説明した。

今回の補正予算は、当面緊急を要する経費について、所要の補正を行うもので、補正総額は、117億900万円。

まず、新型コロナウイルス感染症対策として、現下の感染状況を踏まえ、医療提供体制の更なる充実を図るため、入院患者の受入病床を拡充するとともに、急増する自宅療養者が安心して療養できる環境を整備するため、健康相談等支援体制の強化を図る。

また、オミクロン株対応ワクチン接種の迅速かつ円滑な実施に向けて、医療機関への接種促進のための運営支援等を行うこととし、総額で84億7,500万円を追加計上。

次に、原油価格・物価高騰対策として、利用者への食事の提供に影響が生じないよう、介護施設や障害者支援施設等に対し、食料費の価格上昇相当に係る経費を補助するとともに、配合飼料価格の高騰による影響を緩和し経営の継続を図るため、畜産業者に対し、価格上昇分の一部を支援する。

さらに、経営悪化に直面する中小事業者が行う省エネや業務の効率化に資する新たな設備等の導入支援に向けて追加の措置を行うこととし、総額で29億7,200万円を計上。

また、故安倍晋三元内閣総理大臣の県民葬を実施するため、6,300万円を計上するほか、産地における生産出荷体制の強化に向けた高機能農業用設備の導入を支援することとし、所要の経費を計上。このほか、建設事業に係る繰越明許費について、入札の不調により、1億1,300万円を設定した。

一方、歳入予算については、歳出との関連で、国庫支出金93億3,400万円等を追加するほか、所要の一般財源は、繰越金23億4,400万円をもって措置した。

県民葬の他は、どれも切迫した予算

県民葬の経費が、何故、緊急を要するのか

結果は、動議は少数否決。議案及び意見書は、全会一致または賛成多数で全て可決。請願「安倍元首相の県民葬機中の中止を求め」は、賛成少数で不採択となった。決算関係議案6件は、決算特別委員会を設置の上、閉会中の継続審査となった。また、議会運営委員長外から議員提出議案「山口県議会会議規則の一部を改正する規則」が追加提出され、提出理由の説明及び委員会付託を省略し、ただちに採決、原案どおり可決。さらに、総務企画委員会から決議案「北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議」が追加提出され、提出理由の説明を省略し、ただちに採決、原案どおり可決した。

令和4年度一般会計補正予算(第2号)ほか全19の議案を審議。3名が代表質問、15名が一般質問を行い、公安委員会の委員任命の人事案件は、委員会付託を省略し、ただちに採決、同意。議案12件、意見書案3件及び請願1件は所管の常任委員会に付託され、それぞれ審査。最終日の本会議において、常任委員会における審査の経過・結果を、各常任委員長が報告を行った。その後、議案第1号令和4年度一般会計補正予算(第2号)の組替えを求める動議について、提出者を代表して私(中嶋)が説明を行った。その後、5名の議員が会派を代表して議案等の賛否について討論を行い、討論の最終結果は、動議は少数否決。議案及び意見書は、全会一致または賛成多数で全て可決。請願「安倍元首相の県民葬機中の中止を求め」は、賛成少数で不採択となった。決算関係議案6件は、決算特別委員会を設置の上、閉会中の継続審査となった。

30回目の一般質問 (9月30日)

- 1 旧統一教会と県との関係について
- 2 安倍元首相の「国葬・県民葬」について
- 3 LGBTQへの取り組み及び神道政治連盟の冊子に対する県の所見について
- 4 新型コロナウイルス含め感染症への対応について
- 5 原発問題について

◎県議会最終日に、補正予算(案)から安倍元首相の「県民葬機に必要な経費6300万円」を全部削除するよう補正予算の組み替え動議を提出。

●質問と答弁、動議提案の全文は、「中嶋光雄 Official Web」に報告していますので、覗いてご覧ください。ご意見等いただければ幸いです。



医療現場では、昨今のコロナ対応や職員への感染拡大などにより、医療従事者の超過勤務が増大している実態があると考えています。このため、センターにおいて、医療機関からの超過勤務等に関する相談に適切に対応することと、指示のコロナ対応による医療従事者への差別・偏見等の相談に適切に対応する内容に添った適切な相談窓口をつなぐ。医療機関からの相談にきめ細かく対応してまいります。

●今後の感染症対策について
本県では、感染が急拡大した際にも、速やかにコロナ患者を受け入れることができるよう、これまで、医療機関と個別に書面合意を行い、実効的な受入病床を確保してきたところです。こうした中、現在、国においては、今後できる限り、医療機関と都道府県との協定による確実な病床の確保や、平時と緊急時での医療提供体制の切り替え、感染症情報を迅速に収集・分析等できる基盤整備など、感染症法の見直し等に向けた検討が進められています。

民間の参入を促すとして2018年4月に「主要農作物種子法」が廃止され、種子の価格高騰や品質低下を招くなどといった懸念から、全国で独自の「種子条例」制定の動きが広まっています。本県では、「要綱・要領」の中、種子法に規定されていた果の義務などを定め、他県においても育成品種が海外流出するなど、知的財産権の保護が問題となつていきます。30を超えても、現在本県において、中核経営体等が所管するオリジナル品種が開発され、中核経営体等の所得向上に寄与しており、これらの知的財産権を適切に管理することも求められていることから、種苗の安定確保や知的財産権の保護等について、県民の理解を得ながら取組を進めるため、本県独自の条例の制定に向け、検討に着手したいと考えています。

●新型コロナウイルス感染症は、感染症法では、現在、結核やSARS等と同様、「2類相当」として、入院勧告等の厳格な措置がとられているとともに、医療費については公費負担の対応とされています。ウイルスが確認されて約3年が経過し、ウイルスの特性の解明や、ワクチン、治療薬の開発が進み、コロナへの対応を取り巻く環境も変化していることから、現在、国において、季節性インフルエンザ並みの「1類」への引き下げが検討され、分類の引き下げの時期についても、感染力や、罹患した際の重篤性等を総合的に判断した上で検討することとされており、新型コロナウイルス感染症は、致死率等が季節性インフルエンザよりも高いとい

医療現場、公立・公的医療機関においては、かねてより高い職員業務負担に慢性的人員不足の中、新型コロナウイルス対応が加わり、過重労働だけでなく、医療従事者であることへの差別・偏見や、生活へのしわ寄せに苦しんでいる実態に対する対策を講ずる。また、今後の感染症対策は、

●健康増進部長が答弁…
県では、「医療勤務環境改善推進センター」を、医療従事者の離職防止や医療安全の確保等を目的に設置しており、研修会の開催や、社会保険労務士等のアドバイザー派遣、個別の相談対応など、勤務環境の改善に主体的に取り組む医療機関を支援しています。

●新型コロナウイルス感染症においては、平時からの県と医療機関が十分に協議し合意事項を取りまとめることが重要だ。
日本病院会の相澤孝夫会長も、「有事に急に指示を出されても医療機関が対応することは難しい」とし、あらかじめ協議しておくことが重要。「医療機関が合意事項に基づいた対応が取れるよう(行政が保わり)支援することが必要だ。」と指摘している。

●村岡知事の答弁
本県農業は、中山間地域での雇用の創出や県民への農産物の安定供給など、重要な役割を果たしています。このため、新規就業者の確保、育成をはじめ、中核経営体における規模拡大等の取組を支援するとともに、農業者の所得向上に向けて、野菜、果樹、花き等の県オリジナル品種の育成など、本県独自の取組を進めてきた。また、主要作物である米、麦、大豆については、優良種子の確保が重要であることから、種子法の廃止以降、県の責務である奨励品種の決定や原種の確保等の具体的な手続を要綱・要領に定め、JA等と連携し、優良種子の計画生産と安定供給に努めています。しかし、世界的な気候変動やワクチン情勢等により、食料供給を巡るリスクが顕在化し、県民への農産物の安定供給に向けては、気候変動に

村岡知事は、ようやく「種子条例」の制定に向け、検討に着手を明言

育成を進めます。私は、県民への農産物の安定供給に向け、関係団体と緊密に連携し、生産拡大への支援や優良な種苗の安定した確保など、持続可能な農業振興に全力で取り組んでまいります。

民意に反する「国葬・県民葬」

補正予算117億900万円のうち、県民葬の6300万円を削除するよう「動議」を提出

県民葬に法的根拠なし

10月15日、下関市で、安倍元首相の「県民葬」が行われた。すでに7月12日には安倍家の葬儀が行われ、9月27日には「国葬」もおこなわれた。何故、3度目となる「県民葬」を公費でやったのか。しかも、情報公開請求で開示された公文書では、反対意見が8割を超えていたにもかかわらず…

まともな答弁なし

本会議で、「旧統一教会との関係」及び「安倍元首相の国葬・県民葬」について質すも、答弁は、「統一教会の最高裁判決の事例を出されて、統一教会との疑惑がある安倍元総理は県民葬にふさわしいとは言えないのではないか、とのお尋ねですが、岸田総理は、安倍元総理ご本人が亡くなられた今、十分に把握するのは難しい旨発言されていると承知している」、「県民葬は、地方自治法2条2項（地域における事務）に含まれる」、「県民葬を実施する合理的理由を、引き続き丁寧な説明に努めたい」との繰り返しで、理由を示し得ず、全く話になりません。

県民葬経費の削除を

そこで、補正予算案の中に、「県民葬」に係る経費

が含まれて提案されていることから、「議案第1号令和4年度山口県一般会計補正予算(第2号)の組替えを求める動議」の提出を他会派にも賛同を呼びかけたが、県民葬の予算案のみ削除を求める「組替え動議」は、山口県議会では、消費税制改正が行われた1991年(平成3年)以来、31年ぶりの動議であったこと、また、自民党派から、「本会議や委員会での反対表明と、議案への採決行動との整合性」を突かれ、切り崩されて、動議提出者が社民党・市民連合と共産党の4人のみにとどまったのは痛恨の極みでした。

動議は少数決で残念



動議(別掲のとおり)の提案・趣旨説明は私が、採決前の討論では、同僚の宮本輝男県議と共産党の木佐木大助県議が「動議に賛成」の立場で、民政会の酒本哲也県議が「県民葬開催の基準を」と、自民党派2県議が「動議反対、原案賛成」の立場で討論。

採決では、動議は少数否

与党の驕りなのか？

自民党派県議は、「国葬義は国民の半数以上が反対している。民主主義に反する」といった意見がありました。民主主義を声高に言うのであれば、一部の人が一部の人の声を聞く、世論調査や内閣支持率ではなく、より厳格かつ公正な手続きにより行われる選挙を尊重すべきです。選挙によって国民から選ばれた政権与党が、定められた手続きと合理的な理由に基づいて実施する政策こそ、民主主義そのものであり、なにより尊重されるべきものです。」などと主張。

もう一人の県議の「国葬・県民葬」の反対行動に対して

中止命令や逮捕者が出ていないのは日本が言論の自由がある素晴らしい国だからであり、(これをもって)弔意の強制をしていないことをテレビを通じて多くの国民に知らせてくれた」との主張には、あきれ果てた。

これで
わくわくにはいかない
「戦争させない」
県民葬当日の15日の昼間には、「戦争させない」9条壊すな！総がかり行動やまちまち委員会」が呼びかけた「県民葬」

に反対する山口県内一斉行動に、県内10地点で約350人が結集し、抗議行動を展開。
我らも地元・山陽小野田市の仲間と共に街頭に立ち、市民の皆さんと共に声をあげようと訴えた。



教団が選挙の際に、衆参両院議員に署名を求めたという「推薦確認書」問題や、被害の拡大につながったとされる教団の名称変更の経緯、何より、教団と自民党をつなぐ要とみられる安倍元首相の果たした役割の解明がないままの導引きは許されない。



議案第1号令和4年度山口県一般会計補正予算(第2号)の組替えを求める動議

一般会計補正予算(第2号)中、総務費総務管理費に関する経費(6,300万円)は、安倍晋三元首相の「県民葬」実施に関する経費である。しかしながら、「県民葬」の実施は、日本国憲法に保障された内心の自由を侵害して弔意の強要につながるものが強く懸念されている。

第1に、「県民葬」の実施は、憲法14条が規定する「法の下での平等」に反するということである。

村岡副政知事は、安倍元首相の「県民葬」を実施する理由について、「憲政史上最長の長きにわたって内閣総理大臣の重責を務められたこと、我が国はもとより、県政の推進にも大変なお力添えを頂いた」との説明を繰り返すだけで、安倍元首相の「県民葬」を実施する合理的理由を示すことはできていない。

このことは、結局、時の県当局や議会で多数を占める県政与党の政治的思惑によって、特定の個人を「県民葬」という特別扱いをすることにほかならない。これが憲法が規定する平等原則と相入れないことは明らかである。

第2に、「県民葬」の実施は、憲法19条が保障する「思想及び良心の自由」に反するおそれがあるということである。県当局は、「県民葬」は「県としては、もっとも深く弔意の意を表する形として、県民葬を執り行う」と説明している。ここで述べられている「県」に「県民」が含まれているとすれば、「県民葬」は「故人に対する弔意を県民全体として表す儀式」となる。これが憲法19条に違反した「弔意」の強制につながりかねないことは明らかである。

実際、9月27日行われた国葬儀を前にした20日には、総務部長名で各部長に「国葬当日は国旗・県旗を半旗掲揚とする」ことを通知し、その方針を県教育長など知事部局以外の任命権者及び19市町の首長に通知した。県教育長は、県立学校長と出先機関の長などに半旗掲揚にするよう通知し、その方針を19市町教委に通知した。

加えて、会場となる海峽メッセ下関に議員、地方自治体の首長など2,500人ももの参列者を集め、「県民葬」として大々的に儀式を行うこと自体が、県全体に同調を迫り、安倍元首相への「弔意」を事実上強制する重大な危険を持つことは明らかである。

よって、議案第1号中、安倍晋三元首相の「県民葬」実施に係る経費6,300万円について、全て削除されることを求めるものである。

誰がかり行動やまちまち県内一斉行動！

安倍元首相の「国葬」「県民葬」に反対します！

マイナンバーカード

健康保険証は、切れる前に新しい保険証が自動的に送られてきて、今のままの方がずっと便利だ。岸田政権の健康保険証を24年に廃止し、マイナンバーカードと機能を一体化させた「マイナ保険証」に切り替えるとする方針は、事実上マイナンバーカードの取得を強制することになるのでは。

また、「紛失などの何らかの事情」でマイナンバーカードがない人も保険診療ができるよう検討などと政府は言っているようだが、マイナンバーカードと機能を一体化させた「マイナ保険証」に切り替えるとする方針は、事実上マイナンバーカードの取得を強制することになるのでは。

総合企画部長答弁...

国においては、マイナンバーカードは、法の規定により、国民の申請に基づき交付されるものであり、この点については、健康保険証との一体化に当たっても変更することはないとされていることから、カードの取得義務は課税しておらず、取得を強制するものではないと考えています。

また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、医療機関の受診情報の共有による質の高い医療の提供などが期待されていることから、県として、国の責任において、国民の十分な理解と納得を得て普及・啓発を進めるよう、全国知事会等を通じて要望しているところです。

物価高騰期の国民負担増

物価高騰の困難な時期に、社会保障の各種負担増と大衆増税が予定されている。物価対策も多くは「過渡性」の臨時的な給付金であり、「継続的」な対策は負担ばかりが強まることになる。

健康保険も負担増が予定され、年金も引き下げや保険料負担の引き延ばしが行われる。大衆増税では、消費税はインボイスだけでなく税率も引き上げられる。その他も様々な見直しも予定されている。

一方、防衛費は「前半の5年間で総額4.3兆円程度が必要」とまで言われている。

社会保障や税制の軽減で国民の生活といのちを守ることに最優先すべきである。社会保障の負担増や大衆増税は国債の発行や軍事超大国化と結びついている。この10年間、地方自治体は国の乱暴な政治に振り回され続けてきた。

「住民の福祉の増進と、県民の安心・安全を守る」地方自治体の本旨を踏まえて、物価高騰期の2023年度、特に2024年度から予定されている社会保障や大衆増税に対する県の見解を伺う。

に希望を持ち、安心して生活できる社会を実現していくことが、今後の重要な課題となっています。

このため、国において、社会保障における給付と負担のあり方を見直し、能力に応じた皆が支え合うことを基本としながら、それぞれの人生のステージに応じた必要な保障をバランスよく確保する制度の構築を目指す検討が行われています。

また、歳入を増やす我が国の安全保障環境やエネルギー価格の高騰など、これまでにない様々な事柄への対応が求められる中、持続可能な財政運営を行っていかけるよう、今後の税制のあり方等も議論されていると承知しています。

新型コロナ対策

新型コロナウイルスが確認されて、3年が経過し、既に第8波に入ったと思われるが、県はこれまでの経験を活かして、今後の感染拡大にどう対応するのか。

健康福祉部長答弁...

県では、これまで新型コロナウイルス感染症の度重なる感染拡大時において、県民の安心・安全を守るため、市町や関係機関との連携の下、医療提供体制の整備やワクチン接種の促進に努めてきたと述べています。これから本格的な冬場を迎えるとともに、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されることから、今後、感染症対策の一層の強化を図ってまいります。

養育費フローアップセンターの相談、診療体制の拡充に取り組みます。

次に、ワクチン接種については、現在、接種を行っているオミクロン株対応ワクチンは、重症化予防はもとより、感染や発症予防にも高い効果が期待されています。このため、できるだけ多くの方に速やかに接種いただけるよう、市町等と連携し、十分な接種体制を確保するとともに、ワクチンの効果等についての情報発信の強化に努めてまいります。

また、感染者が確実に相談でき、適切な受診につながるよう、受診・相談センターの相談体制や、自宅療養

中学校の生徒が肘を骨折し入院、手術前検査でコロナ陽性が判明し手術できず、自宅療養(無症状)を余儀なくされ、2回の検査が陰性反応で、ようやく10日後に手術が受けられ、完治まで2か月かかるとの嘆きを聞かされた。

新型コロナウイルス陽性患者の手術について、県内の医療機関では、医学的・専門的な知見から、どのように対応されているのか。

健康福祉部長答弁...

コロナ患者の手術にあたっては、術後にコロナの影響により、全身状態が悪化するリスクがあることを踏ま



え、各診療科の専門医が、患者の受傷の程度などを医学的に評価し、手術を含めた治療方針や実施時期について、慎重に検討することとなります。

このように、県内医療機関においては、医師が、個々の事案ごとに、患者の状態等を総合的に評価し、必要性を判断するとともに、必要な感染対策を講じた上で、適切に対応しているところです。

*物価高騰に関して、さらに再質問しましたが、部長答弁は・・・

「この度の物価高騰は、世界的な需要回復やウクライナ情勢等を受けた、原油をはじめとする原材料価格の高騰、円安など、様々な要因により、起こっているものと考えています。

この物価高騰は、県民の皆様の暮らしや事業者の経営に大きな影響を与えていることから、県ではこれまで、速やかに補正予算を編成し、対応してきただけです。

県としては、今後とも、経済情勢や国の動向等を十分に注視し、国の経済対策にもしっかり呼应しながら、適切に対応してまいります。」でした。
議論はかみ合いませんでした。

●原因は戦争・円安ではなく国内外のマネーじゃぶじゃぶ政策だ

政府は、物価高騰をウクライナ戦争、米国の利上げなどと海外要因で説明します。しかし、本当の原因は、日本政府や日銀などが行ってきた、「市場にマネーをじゃぶじゃぶと注ぎ込めば経済が活性化するはず」という政策にあります。

長期にわたる財政膨張と金融緩和によって、現実の生産活動から恒常的に切り離された巨大なマネーマーケットが形成されています。この巨大マネー市場は、今や世界の経済構造の切っても切り離せない一部になり、しかも

商品1個が150円に値上がり
これがインフレシオンだ

100億円の通貨
商品1個100円

150億円の通貨
商品1個150円

50億円分の新たな通貨投入

1億個の商品

1億個の商品
変わらず

コントロールが出来ないモンスターになっています。過剰なマネーが株や債券に流れれば資産インフレ、今回の様に商品・モノへの投機に流れ込めば物価高騰を引き起こすのです。

●インフレは甚大な国民生活破壊をもたらす

インフレが県民生活を苦しめています。この半世紀、国民の暮らしを痛めつける大きな経済危機が何度かありました。オイルショック、構造不況、スタグレーション。リーマンショック等。リーマンショックは今も深刻な後遺症を残しています。

●消費税ゼロ、時給1500円以上、雇用を守ろう!

県民の暮らしを守るためには、住民税非課税世帯への5万円支給や電気代抑制の補助金などでは焼け石に水。今こそ消費税ゼロに。上場企業の賃上げにとどまらず、多数の庶民の暮らしを底上げする賃上げ＝時給一律・1500円以上への引き上げ。雇用の安定化・非正規雇用の正規化を実現することが求められています。

しかし、政府与党が行おうとしているのは、他国の脅威を事さらに煽り立てつつ行われる大軍拡、その財源を賄うと称しての大増税、そして国債発行＝さらなる借金拡大政策です。

防衛費倍増・軍拡は、アジアと世界の軍事緊張を高めて戦争を招き寄せます。増税は庶民の暮らしをさらに追い詰めます。国債増発は、不生産的な軍需に回されて、インフレを、今以上に激しくしてしまいます。

市民の平和の願いと暮らしを破壊する軍拡・増税・借金拡大政策をやめさせ、インフレから暮らしを守る政策の実施を!

防衛費倍増・増税・国債増発は戦前の繰り返し インフレと不況から県民生活を守ろう!

新年度予算7940億円など65議案を審議

中嶋みつお県議会報告

第32号
2023年春季
発行所
中嶋光雄事務所
〒757-0004
山陽小野田市山川675
Tel 0836-39-6178
Fax 0836-39-6871

2月県議会報告

2月20日、村岡知事は令和5年度一般会計当初予算案の940億1300万円など65議案の提案説明を行い、県議会審議がスタート。最終日の3月10日に議員提案4議案が追加し、合計69議案で、「宇部措置支所の収容業務の継承を求める意見書」、「国民皆保険制度の現行を求める意見書」および

「県議会議員と統一教会との関わり」の調査と説明を求めることについて」の議案を審議。採決の結果、69議案は全員賛成または賛成多数で可決（人事案件2件は全員賛成で同意、意見書2件は全員賛成で可決。請願1件は反対多数で不採択となりました。

「県民に温かい県政」の推進を。その中身は本音が「県民に温かい県政」なのか検証しなければなりません。歳出のうち、人件費は（給与関係費）は、前年度に比べ3.6億円（6.2%）減少し1584億円。「児童生徒数の減少」を理由に、教員数を前年度比で

「医療・介護・福祉・教育施設向けの施策」の財源は国支出金であり、県費が充てられるのは、中小事業者向けの施策に限られています。こんな時だからこそ「家計を直接支援する施策」に取り組むべきです。

「対象年齢は小学校未就学児、所得制限一部負担金あり」という水準に面談、対象年齢は18年間据え置き、さらに一部負担金導入という改悪まで行っています。一方で、不要不急の大型公共事業、大企業への過度の支援が目立ちます。

村岡知事は昨年未だ策定した総合計画「やまぐち未来戦略」に沿った「新たな県づくり」を本格的にスタートするとの意図を強調しています。

119人（小学校52人、中学校57人、高校13人、特別支援学校9人）も減員していることや、「コロナ禍で物価高騰で苦しめられている県民の暮らし」と年々への支援は不可欠です。「物価高騰対策事業」として、約60億円計上されていますが、家計を直接支援する施策はあまりありません。

また、本県の喫緊の課題である「少子化や人口流出をくい止めるための施策」が乏しいことです。例えば、県内10市町は、住民サービスに「子ども医療費助成制度の拡充」に取り組み、新年度には下関市が入院は高校卒業まで無料化し、上関市・田布施市・平生町も無料の対象年齢を高校卒業まで拡充しますが、県は、新年度も「対象年齢は小学校未就学児、所得制限一部負担金あり」という水準に面談、対象年齢は18年間据え置き、さらに一部負担金導入という改悪まで行っています。一方で、不要不急の大型公共事業、大企業への過度の支援が目立ちます。

予算編成の基本的な考え方

- ◆ 令和5年度当初予算は、**やまぐち未来維新プラン**に沿った「**新たな県づくり**」を本格的にスタートする予算と位置づけます。
- ◆ 「**安心・安全**」、「**デジタル**」、「**グリーン**」、「**ヒューマン**」の**4つの視点**を踏まえ、これまでの取組を未来志向で再構築するとともに、コロナ禍を契機とした、人々の意識や価値観の変化、デジタル化、脱炭素化などの社会変革への対応、そして、本県のより高いレベルの安心と成長につながる取組に積極果敢に挑戦し、「**3つの維新**」のさらなる進化を図ります。
- ◆ また、ウィズコロナの下、県民の命と健康を守りながら、**感染症大防止と社会経済活動の両立**を図るとともに、現下の**物価高騰に対応する追加の緊急対策**を講じます。

I 新たな県づくりの本格始動

▼ 「安心で希望と活力に満ちた山口県」の実現に向け、コロナ禍で傷ついた社会経済や人と人との繋がり再生をはじめ、様々な社会変革の先にある新たな未来を見据えた県づくりをしっかりと前に進めるため、実効性の高い施策を積極的に展開し、確かな成果につなげていく。

II 新型コロナウイルス対策・物価高騰緊急対策

▼ 新型コロナウイルス対策については、ウィズコロナの下、平時に向けた段階的な移行の動向を注視しつつ、県民の命と健康を守っていくために必要な体制を確保する。

▼ 現下の物価高への対応として、厳しい状況にある県民や事業者の負担軽減を図る追加の緊急対策を講じる。

当初予算のポイント

予算規模

7,940 億円

村岡知事の最大

（一般会計）（令和4年度当初予算比 +78億円、+1.0%）

《主な歳出予算》	施策的経費	2,490億円 (+ 14億円)
	公共事業費	658億円 (+ 3億円)
	人件費	1,584億円 (△ 86億円)
	公債費	863億円 (△ 4億円)
《主な歳入予算》	県税	2,008億円 (+ 75億円) ※過去最高
	県債	424億円 (△113億円)

- プライマリーバランスの黒字堅持（12年連続）
（公債費－県債発行額）

- 令和5年度末県債残高 1兆1,285億円
（令和4年度2月補正後予算比 △405億円、△3.5%）

●新年度予算計上（山陽小野田市分）、1千万円超公共事業（単位：千円）

県営かんがい排水改良事業費…沖開作	51,653	通常砂防事業・松ヶ瀬川…厚狭	10,500
経営体育成基盤整備事業費…郡・川東	46,495	通常砂防事業・大休川…大休団地	84,000
県営老朽ため池整備事業費…石井手	139,150	急傾斜地崩壊対策事業…波瀬の崎	21,000
県営海岸保全施設整備事業費…黒崎開作	48,356	急傾斜地崩壊対策事業…梶下	31,500
県営海岸保全施設整備事業費…松屋植生	64,569	周防高潮対策事業・厚狭川…沖開作	63,000
橋梁補修事業・宇部船木線…有帆	178,500	周防高潮対策事業・前場川…埴生	63,000
橋梁補修事業・小野田美東線…有帆	168,000	高潮対策事業…郡・津布田海岸	94,500
橋梁補修事業・小野田港線…旭町	111,300	港湾施設有効活用…東沖・泊地浚渫	220,500
橋梁補修事業・船木津布田線…厚狭	10,500	海岸防災・海岸メンテ…小野田港	108,150
交通安全施設整備事業・山陽小野田線	10,500	海岸防災・海岸メンテ…埴生港他	17,972
都市計画街路整備事業・新開作二軒屋線	115,500	海岸防災・高潮事業…小野田港・本港	187,849
…小野田～平成町	115,500	公営住宅建設事業・桜原営住宅新設	426,466
		公営住宅建設事業・くし山県営建替え	47,250



センチュリー問題の顛末

議会最終日に議員提案で議案第65号「議員報酬、費用弁償および期末手当に関する条例の一部を改正する条例」が上程・可決され、議会の招集等に係る費用弁償は、予め届け出た経路等に基づき算出（往復距離×キロ300円）、（公用車使用時は車賃を支給しない。）に改められました。



32回目の一般質問

コロナ禍の3年間、「使命感」で様々な苦悩にも耐えて地域医療を守ってきた医療従事者の皆さんに敬意を表しつつ、新型コロナウイルス5類変更への対応に関して、医療提供体制と感染拡大防止措置について質す。

●村岡知事答弁

国は、5月8日から新型コロナウイルスを5類に変更する方針を決定しましたが、今後感染の継続は見込まれることから、引き続き、県民の安心・安全を守るため、医療提供体制の確保と、感染拡大防止対策に取り組むこととして、います。

まず、医療提供体制については、これまでは県が指定する医療機関に限られていましたが、5類変更後は、他の疾病と同様、かかりつけ医等、広く一般の医療機関で、安心して受診できる体制の確保が必要となります。

このため、コロナ診療の経験のない医療機関に対して、パーティションの設置や防護具の配備など、必要

な院内感染対策を支援するとともに、これまでに積み上げられたコロナ診療のノウハウを、圏域会議等を通じて共有することにより、十分な医療提供体制を確保します。

次に、感染拡大防止対策については、重症化予防等の効果があるワクチン接種について、実施主体である市町において、安心・安全な接種が進められるよう、関係機関等と連携し、接種の促進に努めるとともに、換気や手洗いなど、基本的な感染予防対策を県民に呼びかけてまいります。

なお、5類変更にあたっては、医療現場に混乱を生じさせず、国民の命と健康を守りながら円滑に移行できるように、医療費の公費負担や病床確保に係る支援、入院調整のあり方等の具体的な措置などについて、全国知事会を通じて国に要望しているところです。

私は、今後とも、市町や関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期してまいります。

●健康福祉部長答弁

国においては、マスク着用を基本とし、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、効果的な場面でのマスク着用を推奨し

ています。県としても、マスク着用は、重症化リスクの高い方への感染を防ぐ上で有効と考えており、国が示すマスクの着用が効果的な場面について、市町及び医療機関等と連携し、広く周知に努めているところです。

教員の人員補充と待遇改善など教育現場を取り巻く困難な状況を、どのように認識され、どう克服されつつ、本県が掲げる教育目標の実現を図っていくのか所見を伺う。

●繁吉教育長答弁

県教委では、「未来を拓くたくましい「やまぐちっ子」の育成」に向け、子どもたちの豊かな学びを支える教育環境の充実に取り組んでいるところであり、中でも、教員の果たす役割は大きいものであると考えています。

こうした中、教員志願者数の減少や教員の長時間勤務の実態など、教育現場を取り巻く環境は、全国的に厳しい状況が続いており、本県においても、教員の人材確保と働き方改革は重要な課題となっています。このため、教員の年齢構成も考慮しながら、受験上限年齢を引き上げるなど、教員採用試験の改善を行うと

もに、学校支援人材の活用などにより、教員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革を進めてきたところです。

次に、同一人物の3回目以降の公募によらない採用については、獣医師や各種相談員などの専門性の高い職や人材確保が困難な職については、同一人物の3回目以降の再任用に当たり、公募によらない採用を既に

非正規公務員(会計年度任用職員)の処遇改善を求め所見を伺す。

●総務部長答弁

会計年度任用職員の報酬・給料については、民間給与との均衡が図られている正規職員の給与を基礎としており、間接的に民間との均衡が図られているものと考えています。

次に、フオローアップ調査については、

会計年度任用職員の任用や処遇については、制度の趣旨や国の事務処理マニュアル等を踏まえ、適切に運

用しており、また、処遇を含めた制度の運用状況等について、毎年国による調査が実施されているところで

次に、任用可能期間の考え方については、

●上関原発問題について県の見解を改めて求めました。

国は、5月8日から新型コロナウイルスを5類に変更する方針を決定しましたが、今後感染の継続は見込まれることから、引き続き、県民の安心・安全を守るため、医療提供体制の確保と、感染拡大防止対策に取り組むこととして、います。

また、お示しの、上関原発の原子炉設置許可申請については、国の審査会が開催されていないことは承知していますが、国において、現在なお審査中とされていること変わりはないと認識しています。

また、お示しの、上関原発の原子炉設置許可申請については、国の審査会が開催されていないことは承知していますが、国において、現在なお審査中とされていること変わりはないと認識しています。

また、公有水面埋立法上の漁業権、祝島漁民の許可漁業・自由漁業を営む権利について、本質問、再質問、再々質問で県の姿勢を質しましたが、議論は噛み合いませんでした。

また、福島原発事故後にきないものであり、エネルギー政策は国家運営の基本です。

●小野田港の泊地浚渫事業

また、上関原発建設予定地の4キロ沖合の祝島漁民が、漁業補償金10億8千万円の受取を拒否し許可漁業・自由漁業の財産権侵害を訴え続けている問題について、深掘した議論を交わしました。

また、お示しの、上関原発の原子炉設置許可申請については、国の審査会が開催されていないことは承知していますが、国において、現在なお審査中とされていること変わりはないと認識しています。

また、お示しの、上関原発の原子炉設置許可申請については、国の審査会が開催されていないことは承知していますが、国において、現在なお審査中とされていること変わりはないと認識しています。

また、福島原発事故後にきないものであり、エネルギー政策は国家運営の基本です。

また、福島原発事故後にきないものであり、エネルギー政策は国家運営の基本です。

●津市山崎宮住宅建設

また、お示しの、上関原発の原子炉設置許可申請については、国の審査会が開催されていないことは承知していますが、国において、現在なお審査中とされていること変わりはないと認識しています。

また、お示しの、上関原発の原子炉設置許可申請については、国の審査会が開催されていないことは承知していますが、国において、現在なお審査中とされていること変わりはないと認識しています。

また、お示しの、上関原発の原子炉設置許可申請については、国の審査会が開催されていないことは承知していますが、国において、現在なお審査中とされていること変わりはないと認識しています。

また、福島原発事故後にきないものであり、エネルギー政策は国家運営の基本です。

また、福島原発事故後にきないものであり、エネルギー政策は国家運営の基本です。

●津市山崎宮住宅建設

また、お示しの、上関原発の原子炉設置許可申請については、国の審査会が開催されていないことは承知していますが、国において、現在なお審査中とされていること変わりはないと認識しています。

また、お示しの、上関原発の原子炉設置許可申請については、国の審査会が開催されていないことは承知していますが、国において、現在なお審査中とされていること変わりはないと認識しています。

また、お示しの、上関原発の原子炉設置許可申請については、国の審査会が開催されていないことは承知していますが、国において、現在なお審査中とされていること変わりはないと認識しています。

土木建築特別委員会

